

**福山市次期ごみ処理施設整備・運営事業
要求水準書（案）に関する意見・質問に対する回答**

| No | 質問事項 | 頁 | 要求水準書(案)中の対応頁及び対応部分 | | | | | 質問内容 | 回答 | |
|----|---|-----|---------------------|---|---|---|----|---|---|---|
| | | | 章 | 節 | 項 | | | | | |
| 1 | 埋設廃棄物の処分について | 1-2 | 1 | 1 | 6 | 1 | 1) | 埋設廃棄物上に土砂等の覆いをされた状態が現状地盤であると認識しておりますが、土砂等の覆いの厚さは、一律50cm程度と考えてよろしいでしょうか。 | お見込みのとおりです。 | |
| 2 | 埋設廃棄物の処分について | 1-2 | 1 | 1 | 6 | 1 | 1) | 掘削した廃棄物を箕島処分場へ搬入する際には、処分料金および工事（土砂等の覆い他）は発生しないものと理解してよろしいでしょうか。発生する場合は処理費用（単価）および工事内容についてご教示願います。 | 掘削した廃棄物を箕島処分場へ搬入する際には、費用が発生します。なお、覆土等の工事は当該費用の中で行われます。費用（単価）については、1t当たり7,000円（税抜き）を想定しています。 | |
| 3 | 掘削土について | 1-2 | 1 | 1 | 6 | 1 | 1) | 場内で発生した掘削土の取り扱いは、工事請負事業者が施工計画とともにご提案するという理解でよろしいでしょうか。またその場合、埋設廃棄物上の土砂等の覆いは、掘削時に埋設廃棄物と分離することが可能な部分は事業計画地内の盛土等に利用、分離が不可能な部分は埋設廃棄物に含めて箕島処分場に搬入処分という考え方でよろしいでしょうか。 | お見込みのとおりです。 | |
| 4 | 埋設廃棄物の処分 | 1-2 | 1 | 1 | 6 | 1 | 1) | 事業計画地の廃棄物層の掘削土を箕島処分場に搬入する場合においては、処分場の利用手続きに基づき搬入することになると予想されますが、今回事業計画地は元々箕島処分場の安定型産業廃棄物処分場であったことから、サンプリング等の調査は不要との理解でよろしいでしょうか。 | 掘削した廃棄物を箕島処分場へ搬入する際は、サンプリング等の調査は不要です。 | |
| 5 | 一般持込ごみに含まれる新聞、雑誌、段ボール等の古紙、蛍光灯買い替え時の箱等について | 1-4 | 1 | 1 | 6 | 2 | 2 | 6) | 一般持込ごみに含まれる新聞、雑誌、段ボール等の古紙について、想定される月ごとの年間搬入計画量および日最大搬入量についてご教示願います。 | 古紙については、月ごとの年間搬入計画量等の想定値はありません。参考として、古紙の月ごとの回収実績を追加資料1に示します。 |
| 6 | スプリング入りマットレス、蛍光灯、使用済乾電池について | 1-4 | 1 | 1 | 6 | 2 | 2 | 7) | 搬入されるスプリング入りマットレス、蛍光灯、使用済乾電池について、想定される月ごとの年間搬入計画量および日最大搬入量についてご教示願います。 | 当該搬入物については、月ごとの年間搬入計画量等の想定値はありません。参考として、スプリング入りマットレス（ソファ類を含む。）、蛍光灯及び使用済乾電池の搬入・処理・搬出実績を追加資料2に示します。 |

| No | 質問事項 | 頁 | 要求水準書(案)中の対応頁及び対応部分 | | | | | | 質問内容 | 回答 |
|----|-----------------------|-----|---------------------|---|---|---|---|--------|---|--|
| | | | 章 | 節 | 項 | | | | | |
| 7 | 焼却灰及び飛灰の資源化について | 1-4 | 1 | 1 | 6 | 2 | 2 | 8) | 「焼却灰及び飛灰の資源化が行えない状況となった場合、運営事業者は自らの責任と負担により埋立処分すること」とありますが、焼却灰及び飛灰の資源化が行えない状況となった理由が、放射性廃棄物の混入等、民間事業者起因でない場合は、別途協議していただけるものと考えてよろしいでしょうか。 | 資源化が行えない焼却灰等を処分できない理由を運営事業者が市に対して合理的に説明し、市が特別の理由があると認めた場合においては、別途協議することとします。 |
| 8 | 古紙の扱いについて | 1-4 | 1 | 1 | 6 | 2 | 2 | 9) | 売却代金の一部は市に帰属するとございますが、「一部」の考え方についてご教示願います。 | 入札公告時に示します。 |
| 9 | 情報管理業務 | 1-5 | 1 | 1 | 6 | 2 | 5 | 2) | 「運営事業者は、本事業に関するホームページを開設し、工事状況や事業の内容等を公表するとともに、随時更新を行うこと。」とありますが、公表する情報は、運営期間中の内容と理解してよろしいでしょうか | 工事中も含むものとします。 |
| 10 | 上水本管・工水本管・下水本管の維持管理範囲 | 1-5 | 1 | 1 | 6 | 2 | 6 | (3)-1) | 運営事業者が行う業務対象について、「維持管理範囲及び上水本管・工水本管・下水本管まで」とあります。 ①維持管理範囲とは、添付資料2-3の図面で紫色着色される範囲と理解してよろしいでしょうか。 ②上水本管・工水本管・下水本管との取り合い点は、添付資料4の図面左上に示される○印の位置と理解してよろしいでしょうか。 | ①について、上水本管等までの経路（想定）及び修正した維持管理範囲を追加資料3に示しますので参照してください。 ②については、お見込みの場所を想定していますが、詳細は入札公告時に示します。 |
| 11 | 事業終了後の部品供給について | 1-6 | 1 | 1 | 6 | 2 | 7 | 3) | 「事業期間終了後、第三者が運転管理を行う場合ににおいても、部品の供給に協力すること」との記載がございますが、部品調達先の紹介又は有償での供給を事業者が行うものと理解してよろしいでしょうか。 | お見込みのとおりです。第三者が一方的に不利な条件とならないよう、配慮していただくことを想定しています。 |
| 12 | 箕島処分場の構造 | 1-6 | 1 | 1 | 7 | | | | 建設場所は箕島処分場の埋立完了区画とされていますが、施設建設における杭打設等により処理場としての機能を損なう施設・設備（浸出水排水設備や遮水シート等）はないものと考えてよろしいでしょうか。それらがある場合は次の詳細がわかる資料をご提供いただけないでしょうか。 ①遮水工の設置深さ・種類 ②保有水等集排水設備（集水管等）の深さ・材質・径 ③ガス抜き管の挿入深さ・位置 | 施設建設における杭打設等により処理場としての機能を損なう施設・設備はありません。 |
| 13 | 建設場所 | 1-6 | 1 | 1 | 7 | | | | 建設場所は“箕島処分場の埋立完了区画”とされていますが、当該部は箕島処分場のうち安定型産業廃棄物処分場の埋立完了区画との理解でよろしいでしょうか。 | お見込みのとおりです。 |

| No | 質問事項 | 頁 | 要求水準書(案)中の対応頁及び対応部分 | | | | | 質問内容 | 回答 |
|----|-----------|-----|---------------------|---|---|---|--|---|---|
| | | | 章 | 節 | 項 | | | | |
| 14 | 建設場所 | 1-6 | 1 | 1 | 7 | | | 建設場所は“箕島処分場の埋立完了区画”とされていますが、産業廃棄物処分場を廃止した上で建設が可能となるとの理解でよろしいでしょうか。また、処分場の廃止手続きおよびそれに係る調査等は事業者の所掌範囲外と考えてよろしいでしょうか。 | 箕島処分場における必要な手続きについては、市が関係者と調整しているところです。工事着工までには手続きを終了する予定です。なお、本手続きについては、事業者の所掌範囲外ですが、必要に応じて書類作成等に協力していただくことを想定しています。 |
| 15 | 建設場所 | 1-6 | 1 | 1 | 7 | | | 処分場の廃止手続きが完了する時期、および箕島処分場は廃止に向けて事前協議がなされている場合はその状況につきましてもご教示願います。 | No. 14を参照してください。 |
| 16 | 建設場所 | 1-6 | 1 | 1 | 7 | | | 箕島処分場の維持管理記録のご提供をお願いいたします。 | 一般財団法人広島県環境保全公社のホームページに掲載されています。 |
| 17 | 建設場所 | 1-6 | 1 | 1 | 7 | | | 箕島処分場の廃棄物(コンクリートがら、がれき)等の大きさ(最大径)の受入基準をご教示願います。また、同基準は受入開始当初から変更されていないものと考えてよろしいでしょうか。 | 廃棄物の大きさに係る受入基準は、最大径30cm以下です。この基準は受入開始当初から変更されていません。 |
| 18 | 建設場所 | 1-6 | 1 | 1 | 7 | | | 安定型埋立地には平成10年6月17日以前は分解性廃棄物等の埋立が可能でしたが、本事業用地には現行法で管理型または遮断型と規定される廃棄物は埋め立てられていないものと考えてもよろしいでしょうか。そうでない場合、現行法で管理型または遮断型と規定される埋め立てられた廃棄物の種類や埋設量についての資料をご提供いただけないでしょうか。 | ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず並びにがれき類が主ですが、過去安定型に分類されていたが現行法では管理型等に分類される産業廃棄物が本事業地内に埋め立てられている可能性は否定できません。また、本事業用地内に埋め立てられた廃棄物の具体的な種類や量は把握していません。 |
| 19 | 建設場所 | 1-6 | 1 | 1 | 7 | | | 事業用地部分は、引き続き処分場の機能(矢板等での場外との仕切り維持、浸出水継続管理)を維持する必要がありますでしょうか。 | 新たな矢板等の仕切りは必要ありませんが、既存の中仕切堤の機能は維持する必要があります。浸透水については、箕島処分場の設置者が管理します。 |
| 20 | 災害廃棄物について | 1-6 | 1 | 1 | 9 | 1 | | 「災害廃棄物の処理を行える施設とする。」と記載がありますが、災害廃棄物置場は、本事業の敷地以外に計画されるという理解でよろしいでしょうか。 | お見込みのとおりです。 |

| No | 質問事項 | 頁 | 要求水準書(案)中の対応頁及び対応部分 | | | | | 質問内容 | 回答 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|----------|------------------|-----|---------------------|---|---|---|----|--|--|--|--|----|------|------|------|----------|-----|----------|-----|----------|------|-----|----------|----------|------|----|-----|----------|-----|----------|-----|-----|-----|----|------|-----|-----|----------|-----|-----|----|-----|-------|
| | | | 章 | 節 | 項 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 21 | 搬入車両台数 | 1-7 | 1 | 1 | 9 | 2 | | 搬入車両台数について、焼却施設と粗大ごみ処理施設の内訳をご教示願います。 | <p>搬入車両台数の内訳は、次のとおりです。</p> <p style="text-align: right;">単位：台/日</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2"></th> <th>平均</th> <th>最大</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">焼却施設</td> <td>一般持込</td> <td>150</td> <td>560</td> </tr> <tr> <td>直営・委託・許可</td> <td>320</td> <td>570</td> </tr> <tr> <td>小計</td> <td>470</td> <td>1,130</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">粗大ごみ処理施設</td> <td>一般持込</td> <td>80</td> <td>280</td> </tr> <tr> <td>直営・委託・許可</td> <td>20</td> <td>80</td> </tr> <tr> <td>小計</td> <td>100</td> <td>360</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">合計</td> <td>一般持込</td> <td>230</td> <td>840</td> </tr> <tr> <td>直営・委託・許可</td> <td>340</td> <td>650</td> </tr> <tr> <td>小計</td> <td>570</td> <td>1,490</td> </tr> </tbody> </table> | | | 平均 | 最大 | 焼却施設 | 一般持込 | 150 | 560 | 直営・委託・許可 | 320 | 570 | 小計 | 470 | 1,130 | 粗大ごみ処理施設 | 一般持込 | 80 | 280 | 直営・委託・許可 | 20 | 80 | 小計 | 100 | 360 | 合計 | 一般持込 | 230 | 840 | 直営・委託・許可 | 340 | 650 | 小計 | 570 | 1,490 |
| | | 平均 | 最大 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 焼却施設 | 一般持込 | 150 | 560 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 直営・委託・許可 | 320 | 570 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 小計 | 470 | 1,130 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 粗大ごみ処理施設 | 一般持込 | 80 | 280 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 直営・委託・許可 | 20 | 80 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 小計 | 100 | 360 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 合計 | 一般持込 | 230 | 840 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 直営・委託・許可 | 340 | 650 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 小計 | 570 | 1,490 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 22 | 運転管理業務 | 1-7 | 1 | 1 | 9 | 2 | 2) | 「搬入車両が集中した場合でもごみ搬入車両の通行に支障のない動線計画」とありますが、ピークとなる時間帯とその台数、および車両内訳のご想定がありましたらご教示願います。 | <p>ピークとなる時間帯は9:45～10:45であり、その台数及び車両内訳は次のとおりです。</p> <p style="text-align: right;">単位：台/時間</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2"></th> <th>最大</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">焼却施設</td> <td>一般持込</td> <td>96</td> </tr> <tr> <td>直営・委託・許可</td> <td>104</td> </tr> <tr> <td>小計</td> <td>200</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">粗大ごみ処理施設</td> <td>一般持込</td> <td>44</td> </tr> <tr> <td>直営・委託・許可</td> <td>12</td> </tr> <tr> <td>小計</td> <td>56</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">合計</td> <td>一般持込</td> <td>140</td> </tr> <tr> <td>直営・委託・許可</td> <td>116</td> </tr> <tr> <td>小計</td> <td>256</td> </tr> </tbody> </table> | | | 最大 | 焼却施設 | 一般持込 | 96 | 直営・委託・許可 | 104 | 小計 | 200 | 粗大ごみ処理施設 | 一般持込 | 44 | 直営・委託・許可 | 12 | 小計 | 56 | 合計 | 一般持込 | 140 | 直営・委託・許可 | 116 | 小計 | 256 | | | | | | | | | | |
| | | 最大 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 焼却施設 | 一般持込 | 96 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 直営・委託・許可 | 104 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 小計 | 200 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 粗大ごみ処理施設 | 一般持込 | 44 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 直営・委託・許可 | 12 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 小計 | 56 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 合計 | 一般持込 | 140 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 直営・委託・許可 | 116 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 小計 | 256 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 23 | 工事計画 既設電話線 | 1-9 | 1 | 1 | 9 | 3 | 3) | 事業計画地にある既設電話線の種別（アナログ、デジタル、光）について、ご教示願います。 | <p>福山市分の回線については次のとおりです。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・電話回線（アナログ） 5回線 ・イントラネット回線（光） 1回線 ・インターネット回線（光） 2回線 <p>その他、福山リサイクル発電機、ごみ固形燃料工場運営委託業者等の回線も存在します。</p> | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 24 | 地盤高さについて | 1-9 | 1 | 1 | 9 | 3 | 4) | 「4) 計画地盤高は CDL+6m 以上とすること。」とありますが、「CDL+」が示す地盤高さは添付資料1等に示されている「H+」と同じと考えてよろしいでしょうか。 | お見込みのとおりです。 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 25 | 掘削した廃棄物の搬送経路について | 1-9 | 1 | 1 | 9 | 3 | 5) | 「事業計画地の地下には埋設廃棄物が存在するため、～、掘削された廃棄物を箕島処分場に搬入すること。」とありますが、事業計画地から箕島処分場（搬入場所）までは処分場外を走行する必要はないものと考えてよろしいでしょうか。また、廃棄物運搬車両の計量要否（方法）についてご教示願います。 | 事業計画地から箕島処分場の計量機まで走行し、計量を行った後、箕島処分場に搬入する計画としてください。 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

| No | 質問事項 | 頁 | 要求水準書(案)中の対応頁及び対応部分 | | | | | 質問内容 | 回答 | |
|----|-------------------|------|---------------------|---|----|---|----|---|---|---|
| | | | 章 | 節 | 項 | | | | | |
| 26 | 箕島処分場の受け入れ時間等について | 1-9 | 1 | 1 | 9 | 3 | 5) | 「事業計画地の地下には埋設廃棄物が存在するため、～、掘削された廃棄物を箕島処分場に搬入すること。」とありますが、箕島処分場の受け入れが不可能な曜日、時間帯についてご教示願います。 | 箕島処分場の受入時間と休業日は次のとおりです。 ・受入時間 8:30～16:45(12:00～13:00を除く) ・休業日 土曜日、日曜日、祝日(振替休日を含む)、12月28日～1月3日 | |
| 27 | 埋設廃棄物の詳細 | 1-9 | 1 | 1 | 9 | 3 | 5) | 「事業計画地の地下には埋設廃棄物が存在する」とありますが、埋設廃棄物の種類や大きさなどがわかる資料がございましたら、ご提供をお願いいたします。 | No. 17, 18を参照してください。 | |
| 28 | 環境影響評価書 | 1-9 | 1 | 1 | 9 | 3 | 8) | 環境影響評価書のご公表時期をご教示願います。 | 環境影響評価書の公表時期は、2020年(令和2年)2月下旬です。なお、環境影響評価準備書の公表時期は、2019年(令和元年)9月中旬です。 | |
| 29 | 地形データ | 1-10 | 1 | 1 | 10 | 1 | | 事業計画地のCADデータをご提供いただけませんか。 | 提供します。 | |
| 30 | 地盤沈下について | 1-10 | 1 | 1 | 10 | 1 | 1 | 2) | 「現在、地盤沈下していることを考慮すること。」と記載がありますが、沈下量や沈下予測等の資料がございましたらご提示いただけませんか。 | 沈下量や沈下予測等の資料はありません。 |
| 31 | 降雨強度について | 1-10 | 1 | 1 | 10 | 1 | 2 | 3) | 気象条件に「最大降雨量 時間最大降雨量：93.0mm、日最大：187.0mm」と記載がありますが、雨水排水施設の設計する際の設計降雨強度等について準拠すべき基準等あればご教示願います。 | 設計降雨強度等は、次のように福山市公共下水道の設計基準に準拠してください。 ・降雨強度： $I_T=3612/(t+26)$ ・流出係数：0.60 |
| 32 | 都市計画事項など | 1-10 | 1 | 1 | 10 | 2 | | 本事業用地は廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の17の指定区域に指定されていると考えてよろしいでしょうか。 | 現在のところ、指定されていません。 | |
| 33 | 地盤高の表記について | 1-10 | 1 | 1 | 10 | 3 | | | 計画地盤高の表記にCDL+6m以上とあります。一方、添付資料2の2枚目“工事着工時(想定)”には搬入道路レベルが+5.00、+6.00などの表記になっていますが、こちらはCDLの表記が省略されているものと理解してよろしいでしょうか。 | お見込みのとおりです。 |
| 34 | 計画地の引渡し地盤レベルと造成履歴 | 1-10 | 1 | 1 | 10 | 3 | | | 計画地盤高は「CDL+6m以上に嵩上げすること。」と記載がありますが、引渡し時の地盤レベルは、参考資料 報告書【測量編】4-2-1頁 断面位置図に示されている高さで捉えてよろしいでしょうか。(図面を拡大すると各ポイントの地盤高さを確認できます)他に最新の情報がございましたらご教示願います。併せて、埋立から現況に至る造成履歴をご教示いただけませんか。 | 前者については、概ねお見込みのとおりですが、現在地盤沈下していることも考慮してください。後者については、把握できていません。 |

| No | 質問事項 | 頁 | 要求水準書(案)中の対応頁及び対応部分 | | | | | 質問内容 | 回答 |
|----|----------------------|------|---------------------|---|----|---|----------------|---|---|
| | | | 章 | 節 | 項 | | | | |
| 35 | 緑地面積率等について | 1-10 | 1 | 1 | 10 | 4 | | 「環境施設面積率は10%以上、緑地面積率は5%以上」と記載がありますが、本計画は工場立地法の届出が必要である施設に該当し、福山市工場立地法地域準則条例による面積基準が適用されるものと考えてよろしいでしょうか。 | お見込みのとおりです。 |
| 36 | 緑地面積率等について | 1-10 | 1 | 1 | 10 | 4 | | 工場立地法の届出が必要である施設に該当する場合、敷地面積に対する生産施設の面積の割合は、第四種（電気供給業）50%が適用されるものと考えてよろしいでしょうか。 | お見込みのとおりです。 |
| 37 | 上下水・工水の取合 | 1-11 | 1 | 1 | 10 | 6 | 2), 3), 5), 6) | 添付資料4に示される上水本管・工水本管・下水本管から引き込みを行う上で、事業用地までの経路が将来の処分場の計画に影響を与えることが予想されます。将来的に各インフラの盛替え工事が発生することを回避するため、具体的な経路をご指定いただけないでしょうか。 | 現況の土地利用や場内交通への影響が少なくなるよう、経路は追加資料3のとおり想定していますが、将来の土地利用計画によっては各インフラの盛替え工事が発生する可能性があります。なお、当該工事にかかる費用は市が負担します。 |
| 38 | 全体計画 | 1-11 | 1 | 1 | 10 | 6 | 5) | 下水道放流に関し、時間帯および放流量等の制限がございましたらご教示願います。 | 現時点での制限は要求水準書（案）のとおり200m ³ /日以下ですが、入札公告時に確定した数値を示します。 |
| 39 | 生活排水 | 1-11 | 1 | 1 | 10 | 6 | 6) | 生活排水に関しては、福山市公共下水道へ合併浄化槽処理無しで放流できるものと考えてよろしいでしょうか。 | 下水道排除基準に適合している排水は、下水道へ放流できます。 |
| 40 | プラント排水、生活排水等の放流先について | 1-11 | 1 | 1 | 10 | 6 | 5)、6) | 「市が所有する下水本管(φ250mm)までの接続工事等」とありますが、ここでいう下水本管とは、添付資料4の図面左上にあります下水本管と考えてよろしいでしょうか。 | No. 10を参照してください。 |
| 41 | 雨水排水の放流先について | 1-11 | 1 | 1 | 10 | 6 | 7) | 雨水排水の放流先は、添付資料2の2・3枚目に記載された新設予定の雨水排水路とし、本工事の着工前までに別途工事で整備されるものと考えてよろしいでしょうか。また当該排水路は、事業計画地から排水される雨水排水量を処理できる排水路断面を有しているものと考えてよろしいでしょうか。 | お見込みのとおりです。 |
| 42 | 敷地周辺設備（上水） | 1-11 | 1 | 1 | 10 | 6 | | 「ユーティリティに係る費用（上水の引き込みに係る工事負担金等）は建設工事請負事業者の負担とする」と記載がありますが、上水における工事負担金等は、加入金および給水装置工事手数料を負担するという理解でよろしいでしょうか。 | お見込みのとおりです。 |

| No | 質問事項 | 頁 | 要求水準書(案)中の対応頁及び対応部分 | | | | | | 質問内容 | 回答 |
|----|----------------------------|------|---------------------|---|----|---|----|-----|--|--|
| | | | 章 | 節 | 項 | | | | | |
| 43 | 敷地周辺設備（工水） | 1-11 | 1 | 1 | 10 | 6 | | | 福山市工業用水道条例第11条第1項には「工事は、管理者が行い、これに要する費用は、需要者等の負担とする。ただし、需要者等が工事設計書を提出して管理者の承認を受けた場合は、この限りでない。」との記載がございますが、本事業においては、建設工事請負事業者が工事負担金を支払うものと理解してよろしいでしょうか。 | お見込みのとおりです。なお、建設工事請負事業者にて工事設計書の提出及び管理者の承認を受けていただくことを想定しています。 |
| 44 | 敷地周辺設備（下水） | 1-11 | 1 | 1 | 10 | 6 | | | 「ユーティリティに係る費用（下水の引き込みに係る工事負担金等）は建設工事請負事業者の負担とする」と記載がありますが、下水における工事負担金等は、下水道事業者受益者負担金（1平方メートル当たり246円×土地の面積で算出。約4.0haの場合、約9,840,000円）を負担するという理解でよろしいでしょうか。 | 下水道受益者負担金の支払いは必要ありません。 |
| 45 | 埋設廃棄物について | 1-11 | 1 | 1 | 10 | 7 | 1) | | 埋設廃棄物の箕島処分場への搬入について、搬入量に係る制限は無いものと理解してよろしいでしょうか。 | 搬入量が多すぎる場合は受入れできない可能性はありますが、通常の事業活動程度で想定される量であれば支障はありません。 |
| 46 | 計画処理量について | 1-13 | 1 | 2 | 1 | 2 | 2 | 1) | 本施設の供用開始は2024年8月1日となりますが、当年度の運転計画を行うにあたり、添付資料6にてお示しいただきました2024年度計画処理量144,828tはどのように取り扱えばよいかご教示願います。 | 2024年度（令和6年度）については、7月31日までの計画処理量を48,408t、8月1日以降の計画処理量を96,420tと計画してください。 |
| 47 | 小動物について | 1-13 | 1 | 2 | 1 | 2 | 2 | 3) | 小動物の死がい処理に係る以下の項目についてご教示願います。 ①搬入荷姿 ②一日当たりの最大搬入頭数 ③主たる小動物の種類（イノシシ、シカ等）および重量、寸法の目安 | ①について、小型のものは、主にダンボール箱やごみ袋入りです。 ②については、把握していません。参考として、月ごとの処理実績を追加資料4に示します。 ③主たる小動物の種類は、イヌ、ネコ等ですが、稀にイノシシ、シカ等も搬入される可能性があります。なお、これらの重量及び寸法は把握していません。 |
| 48 | 計画ごみ質 計画性状（災害廃棄物は含まない。） | 1-14 | 1 | 2 | 1 | 2 | 3 | | 各ごみ質（低質、基準、高質ごみ）の可燃分6元素組成をご教示願います。 | 事業者にて想定してください。 |
| 49 | ごみの搬入日について | 1-14 | 1 | 2 | 1 | 2 | 3 | (1) | 表（1）ごみの概要中において「日曜日にも搬入がある」との記載がございますが、毎週日曜日に搬入があるものと理解してよろしいでしょうか。 | お見込みのとおりです。 |
| 50 | 搬出入車両寸法 | 1-14 | 1 | 2 | 1 | 6 | | | 搬出入車両の全長・全幅・ダンプ時高さ・ホイールベース・最小回転半径等の寸法をご教示願います。 | いずれの車両も将来的に車種が変わることが想定されるため、12t積パッカー車、12t積コンテナ車、12t積天蓋付ダンプ車等の一般的な車両諸元に余裕をもたせた提案をしてください。 |

| No | 質問事項 | 頁 | 要求水準書(案)中の対応頁及び対応部分 | | | | | | 質問内容 | 回答 |
|----|----------------|------|---------------------|---|---|----|---|-----|--|--|
| | | | 章 | 節 | 項 | | | | | |
| 51 | 設備方式 | 1-16 | 1 | 2 | 1 | 8 | 3 | 11) | 「古紙は運営事業者にて資源化すること。回収量の実績は、300t/年程度である。」とありますが、年間発電量や用役を算出する際の前提として、「2.1.2.2 計画処理量」の「燃やせるごみ」からは回収古紙量を除外するべきでしょうか。 | お見込みのとおりです。 古紙の回収量の実績について、「300t/年程度」ではなく「230t/年程度」と読み替えてください。 |
| 52 | プラント用水受水槽の容量 | 1-25 | 1 | 3 | 4 | 3 | | 6) | 1-25頁に「プラント用水の受水槽は、計画最大使用量の7日分以上の容量とすること。」とありますが、3-69頁にはプラント用水受水槽の有効容量は「平均使用量の7日分以上」とあります。いずれを正として計画すればよいか、ご教示願います。 | p1-25を正とします。 |
| 53 | 機器の調達先について | 1-28 | 1 | 5 | 1 | 4) | | ① | 「海外調達材料及び機器等を使用する場合は次を原則とし、事前に市の承諾を受けること。①本要求水準書で要求される機能(性能・耐用度を含む。)を確実に満足できること。」とありますが、建設工事請負業者が国内の一般廃棄物処理施設に納入し稼働させた実績を有することを条件に、海外での製造をご承諾いただけるものと考えてよろしいでしょうか。 | お見込みのとおりです。 |
| 54 | 海外規格材の使用について | 1-28 | 1 | 5 | 1 | 4) | | ② | 「原則としてJIS等の国内の諸基準や諸法令に適合する材料や機器等であること。」とありますが、ボイラ非耐圧部材やプラント鉄骨等については国内の一般廃棄物処理施設に納入し稼働した実績があれば成分・強度がJIS規格と同等の海外規格材を海外で調達し使用できるものと理解してよろしいでしょうか。 | お見込みのとおりです。 |
| 55 | 海外規格材の使用について | 1-28 | 1 | 5 | 1 | 4) | | ② | 「原則としてJIS等の国内の諸基準や諸法令に適合する材料や機器等であること。」とありますが、ボイラの耐圧部材に関しては「発電用火力設備の技術基準」で認められているJIS材と同等のASME材を海外で調達し使用できるものと理解してよろしいでしょうか。 | お見込みのとおりです。 |
| 56 | 検査立会場所について | 1-28 | 1 | 5 | 1 | 4) | | ③ | 「検査立会を要する機器・材料等については、原則として国内において市が承諾した検査要領書に基づく検査が実施できること。」とありますが、お立会い検査に必要な費用を建設工事請負事業者が負担することで海外工場でも検査を実施できるものと理解してよろしいでしょうか。 | 原則として、国内での荷揚げ時に検査を行うものとします。 |
| 57 | 試運転時の処理対象物について | 1-29 | 1 | 6 | 1 | 6) | | | 「2024年4月1日から処理対象物の全量を本施設で受け入れることを考慮」とありますが、4月1日から竣工(2024年7月31日予定)までの試運転期間に搬入されるごみ量をご教示願います。 | No. 46を参照してください。 |

| No | 質問事項 | 頁 | 要求水準書(案)中の対応頁及び対応部分 | | | | | 質問内容 | 回答 | |
|----|-------------------------|------|---------------------|----|---|----|------|------|--|--|
| | | | 章 | 節 | 項 | | | | | |
| 58 | 検査(試験)成績書による立会検査の代替について | 1-48 | 1 | 11 | 1 | | | | 「指定主要機器、材料の検査及び試験は、市の立会いのもとで行うこと。ただし、市が特に認めた場合には、建設工事請負事業者が提示する検査(試験)成績表をもってこれに代えることができる。」とありますが、貴市にご承諾頂いた検査要領書に基づいて検査を実施することで、検査(試験)成績書を貴市の立会検査に代えることができると理解してよろしいでしょうか。 | 法定検査など、検査方法が規定されるもの以外については、お見込みのとおりです。 |
| 59 | 監理技術者制度適用マニュアル | 1-53 | 1 | 13 | 7 | 1 | 1) | | 「建設工事請負事業者は、設計・施工業務に当たっては、～監理技術者を専任させること。「監理技術者制度運用マニュアル」(平成16年3月1日国土交通省総合政策局建設業課長通知)を参照のこと。」とありますが、ここに示されている「監理技術者制度運用マニュアル」は「監理技術者制度運用マニュアル 最終改正 平成28年12月19日国土建第349号」と読み替えてもよろしいでしょうか。 | お見込みのとおりです。 |
| 60 | 保険について | 1-55 | 1 | 13 | 8 | 10 | 1) | | 建設工事期間中に、貴市が加入予定の保険があればご教示願います。 | 建設工事期間中に加入する予定の保険はありません。 |
| 61 | 工事中に伴う環境調査 | 1-56 | 1 | 13 | 8 | 14 | 1) | | 「1) 工事中の騒音・振動等の状況等を確認し、報告を行うこと。」とありますが、報告頻度のご想定がありましたらご教示願います。 | 月1回程度を想定しています。 |
| 62 | 電波障害 | 1-56 | 1 | 13 | 8 | 15 | 2) | | 新設建屋等の電波障害調査は、建設請負事業者で実施し、調査結果を市に報告いたしますが、障害が発生した場合の対応等については、費用も含め協議事項とさせていただけないでしょうか。 | 要求水準書(案)のとおりとします。 |
| 63 | 焼却施設プラットフォーム | 3-2 | 3 | 1 | 2 | 1 | | | 「有効幅員 18m 以上(車止めから)」とありますが、車止めから、対面のプラットフォームの壁面までを18m以上確保するものと考えてよろしいでしょうか。 | 常時、車両が通行できるスペースとして、18m確保してください(作業スペースや車両が停車する位置などを除いて18m確保してください)。 |
| 64 | 焼却施設プラットフォーム出入口扉 | 3-4 | 3 | 1 | 3 | | | | 「臭気の漏洩を防ぐため、入口扉と出口扉は対面に配置しないこと。」とありますが、プラットフォーム内外における車両動線計画の自由度を確保し、より安全な提案を行うため、臭気漏洩に対し特段の配慮を行うことを条件に、対面配置をお認めいただけないでしょうか。 | 要求水準書(案)のとおりとします。 |
| 65 | シュート部の容量について | 3-5 | 3 | 1 | 3 | 5) | (10) | | 12t積パッカー車1台分のシュート容量を確保する対象は、同項(9)の12t積コンテナ車用の投入扉と理解すればよろしいでしょうか。 | お見込みのとおりです。また、助燃剤等の搬入車両用の投入扉のシュート容量は10t天蓋付ダンプ車(車両総重量25t)1台分、それ以外は4tパッカー車1台分の容量としてください。 |

| No | 質問事項 | 頁 | 要求水準書(案)中の対応頁及び対応部分 | | | | | | 質問内容 | 回答 |
|----|--------------|------|---------------------|---|----|----|-----|-----|---|--|
| | | | 章 | 節 | 項 | | | | | |
| 66 | スライドゲート | 3-5 | 3 | 1 | 4 | | | | スライドゲートの代替として、メンテナンスが不要となるコンクリート躯体製の車両転落防止装置を設置する提案をお認めいただけないでしょうか。 | 要求水準書(案)のとおりとします。 |
| 67 | ダンピングボックス | 3-7 | 3 | 1 | 6 | 6) | (5) | | ダンピングボックス形式を、自らの構造でプラットホームとごみピットを遮断することができる吊り下げ式とすることで、扉又はシャッターを設けない提案とすることをお認めいただけないでしょうか。 | 扉又はシャッターと同等以上の臭気対策や転落防止措置が講じられる場合は可とします。 |
| 68 | 燃やせる粗大ごみ処理装置 | 3-10 | 3 | 1 | 9 | | | | 「ごみピットへの投入レベルは、プラットホームレベル以上とする」とありますが、ごみピットの有効容量を「ごみの投入シュート下部レベル」で算出するとのご指定あることから、本装置のごみピットへの投入レベルを「ごみ投入シュート下部レベル」以上としていただけないでしょうか。 | お見込みのとおりです。 |
| 69 | 燃やせる粗大ごみ処理装置 | 3-10 | 3 | 1 | 9 | | | | 燃やせる粗大ごみ処理装置(堅型切断機)の計画処理量をご教示願います。 | データはありません。 |
| 70 | 焼却施設用脱臭装置 | 3-10 | 3 | 1 | 10 | | | | プラットホームの臭気につきましては、ごみピットの負圧管理および消臭剤噴霧により対策ができることから、吸引対象室をごみピットのみとする提案をお認めいただけないでしょうか。 | 要求水準書(案)のとおりとします。 |
| 71 | ボイラ用薬液注入装置 | 3-25 | 3 | 3 | 6 | 1 | 2) | (2) | 「計画最大使用量の7日分以上」とありますが、他の薬剤と同様に「基準ごみ3炉運転の7日分以上」としてご提案してもよろしいでしょうか。 | 他の薬剤と同様に、基準ごみ3炉運転時使用量の7日分以上を常時貯留しておくことを考慮した有効容量とすることを前提に、可とします |
| 72 | 高圧蒸気だめについて | 3-28 | 3 | 3 | 8 | 1 | 5) | (4) | 「減圧弁・安全弁を設けること」とありますが、ボイラ過熱器出口に設置する安全弁にてこれらの機能を満たすものと考えてよろしいでしょうか。 | 可とします。 |
| 73 | 蒸気復水器 | 3-29 | 3 | 3 | 9 | 3) | (8) | | 水冷を選択する場合でも、海水の取水・排水はできないものと理解してよろしいでしょうか。 | お見込みのとおりです。 |
| 74 | 蒸気復水器 | 3-29 | 3 | 3 | 9 | 5) | (3) | | 「夏季3炉高質ごみ定格運転において、全量タービンバイパス時に全量復水できる容量」とありますが、ここでの夏季とは、外気温度39℃の場合と考えてよろしいでしょうか。 | お見込みのとおりです。 |
| 75 | 純水装置 | 3-30 | 3 | 3 | 11 | 4) | (3) | | 薬剤管理の安全性向上のため、塩酸貯槽、苛性ソーダ貯槽は排水処理設備と兼用する提案としてもよろしいでしょうか。 | お見込みのとおりです。 |
| 76 | 活性炭移送管 | 3-42 | 3 | 4 | 4 | 1 | 5 | | 本装置に関しても、ブロワ等でお認めいただいているように「薬剤移送管」と兼用する提案としてもよろしいでしょうか。 | 要求水準書(案)のとおりとします。 |

| No | 質問事項 | 頁 | 要求水準書(案)中の対応頁及び対応部分 | | | | | | 質問内容 | 回答 |
|----|---------------------|------|---------------------|----|---|-----|-----|-----|---|---|
| | | | 章 | 節 | 項 | | | | | |
| 77 | 風道について | 3-49 | 3 | 6 | 5 | 6) | (2) | | 「塩害対策を講じること」とありますが、屋外設置の風道を対象に実施するものと理解してよろしいでしょうか。 | お見込みのとおりです。 |
| 78 | 再利用水槽 | 3-69 | 3 | 8 | 3 | 1) | | | 「平均使用量の7日分以上」とありますが、再利用水は外部インフラから遮断された状況においてもプラントの稼働により場内で必要量を生成することができるため、水槽容量は7日間のプラント自立運転するための必要容量を事業者にて提案することをお認めいただけないでしょうか。 | 可とします。 |
| 79 | ごみピット排水 | 3-72 | 3 | 9 | 1 | | | | 燃焼安定化の観点から、ごみ汚水は炉内へ直接噴霧せずごみピットへ返送し、ごみと共に蒸発酸化処理する方式の提案をお認めいただけないでしょうか。 | 要求水準書(案) p1-16の2.1.8.3項8) のとおり、ごみピットへの返送は可としています。 |
| 80 | 基本事項 | 3-81 | 3 | 10 | 1 | | | | 「ごみ固形燃料工場ではごみ処理は行わないが、事務所として継続利用する予定である。」とありますが、ごみ固形燃料工場の事務所で使用する電力に関し、基本料金および従量料金の負担者についてご教示願います。また想定される電気使用量につきましてもご教示願います。 | 前者について、料金は市が負担します。後者について、電気使用料の想定値はありませんが、負荷容量として最大850kW程度を想定しています。 |
| 81 | ガス絶縁開閉装置 特別高圧変圧器 | 3-83 | 3 | 10 | 3 | 1、3 | | | 1-8 20)において「各機器、設備は原則として全て屋内に収納し」と記載がありますが、ガス絶縁開閉装置と特高高圧変圧器は屋外に設置した方が、将来の機器更新時の機器搬入出及び設備拡張面の容易性においてメリットがあると考えます。本事業用地においては盛土により浸水対策がなされることも踏まえ、本機器について屋外に設置する提案をお認めいただけないでしょうか。 | 可とします。ただし、杭基礎等により当該機器・設備をCDL+6.00m以上に保つ計画としてください。 |
| 82 | 特別高圧受電盤 | 3-83 | 3 | 10 | 3 | 2 | | | 本項はガス絶縁開閉装置と機能的に重複しているように思われます。本受電盤は特別高圧変圧器の二次側に設置する高圧受電盤のことと読み替えてもよろしいでしょうか。 | お見込みのとおりです。 |
| 83 | コンデンサ盤 | 3-83 | 3 | 10 | 3 | 4 | 2) | (1) | 高圧進相コンデンサはコンデンサ主幹盤を設置せず高圧母線にコンビネーションユニット(PF+VCS)で接続する構成をご提案してもよろしいでしょうか。 | 要求水準書(案) のとおりとします。 |
| 84 | ITV装置 | 3-97 | 3 | 11 | 3 | 4 | 1 | | ITVカメラにワイパーを設置するようありますが、カメラレンズに親水コーティング機能を持たせワイパーと同等以上の機能を確保することで、ワイパーを設置しない提案とすることをお認めいただけないでしょうか。 | 要求水準書(案) のとおりとします。 |

| No | 質問事項 | 頁 | 要求水準書(案)中の対応頁及び対応部分 | | | | | 質問内容 | 回答 | |
|----|--------------|-------|---------------------|----|---|----|-----|------|---|---|
| | | | 章 | 節 | 項 | | | | | |
| 85 | 中央監視盤 | 3-104 | 3 | 11 | 5 | 2 | | | 中央監視盤はオペレータコンソールと兼用し、モニタによる監視・操作方式でご提案してもよろしいでしょうか。 | 要求水準書(案)のとおりとします。 |
| 86 | 計装用空気圧縮機について | 3-109 | 3 | 11 | 8 | | | | 雑用空気圧縮機と同様に粗大ごみ処理施設との兼用とお認めいただけないでしょうか。 | 要求水準書(案)のとおりとします。 |
| 87 | 真空掃除装置について | 3-111 | 3 | 12 | 3 | | | | 省エネの観点より、可搬式工業用掃除機に置き換える提案をお認めいただけないでしょうか。 | 可とします。 |
| 88 | 床洗浄装置 | 3-113 | 3 | 12 | 7 | | | | 「プラットホーム及び洗車場の清掃のため設置する。」とありますが、洗車場においては、洗車装置(高圧洗浄)と兼用する提案としてもよろしいでしょうか。 | 油等が床面に付着し滑りやすくなることについて、滑りにくい床面の素材を選定することや高圧洗浄による掃除等で防ぐことができる場合は、洗車装置(高圧洗浄)との兼用を可とします。(既存施設の洗車場では、油等により月に1度床面の洗浄を業務委託しています。) |
| 89 | 1.2 受入ヤード | 4-1 | 4 | 1 | 2 | 5) | (2) | | 有効容量が830m ³ 以上と記載されていますが、この容量は搬入量の何日分を想定されているかご教示願います。 | ピーク時にも貯留可能な容量として830m ³ と計画しています。 |
| 90 | 工事範囲について | 5-1 | 5 | 1 | 1 | 1 | 2) | (1) | 「予期しない特に大型のものに限る。」と記載がありますが、大型の定義をお示しいただけないでしょうか。また、ご提示いただいた資料から予見できない大型の地下埋設物や、小型であっても大量の地下埋設物が存在した場合には、工期変更ならびに撤去・処分費用についてご協議いただけるものと考えてよろしいでしょうか。 | 前者については、協議によるものとします。後者については、お見込みのとおりです。 |
| 91 | 工事範囲について | 5-1 | 5 | 1 | 1 | 1 | 2) | (1) | 「提示資料以外の汚染土壌処分」と記載がありますが、貴市からご提示いただいた資料からは汚染土壌の有無が判断できないため、汚染土壌処分に必要な調査・手続き等は事業者所掌とし、万一、土壌の汚染があった場合は、土壌の処分および工事における必要な対策等に掛かる費用、ならびに工期についてはご協議いただけるものと考えてよろしいでしょうか。 | お見込みのとおりです。 |
| 92 | 工事範囲について | 5-1 | 5 | 1 | 1 | 1 | 2) | (1) | 「提示資料以外の地下埋設物撤去」とありますが、撤去を要する構造物等に関する資料があればご提示願います。 | 資料はありません。 |
| 93 | 工事排水 | 5-2 | 5 | 1 | 1 | 4 | | | 地下工事時に生じる地下水や工事中の雨水を排水する場合は、薬剤処理や場外水路等への放流を行わずに、地中浸透ができるものと考えてよろしいでしょうか。場外への排水が必要な場合は、その接続先をご教示願います。 | 地中浸透は可能ですが、大量に排水が発生する場合は別途協議するものとします。 |

| No | 質問事項 | 頁 | 要求水準書(案)中の対応頁及び対応部分 | | | | | 質問内容 | 回答 | |
|-----|----------------|------|---------------------|---|---|---|-------|------------|---|---|
| | | | 章 | 節 | 項 | | | | | |
| 94 | 二方向避難 | 5-6 | 5 | 2 | 1 | 1 | 14) | | “二方向避難が可能な避難経路を確保すること。”とありますが、ここに示される二方向避難は、建築基準法によるものと理解すればよろしいでしょうか。 | お見込みのとおりです。 |
| 95 | 排水溝グレーチングについて | 5-20 | 5 | 2 | 2 | 5 | 4 | 1) | 「排水溝には、グレーチング（SUS製）を設けること。」と記載がありますが、用途及び実績等を考慮した上で、設置範囲及び材質（溶融亜鉛めっき等）をご提案させていただいてもよろしいでしょうか。 | 要求水準書（案）のとおりとします。 |
| 96 | 公共工事の建設発生土について | 5-25 | 5 | 3 | 1 | 1 | 4) | (1) | 造成工事に関して、「公共工事の建設発生土を使用する可能性もあることに留意すること。」と記載がありますが、使用する場合の受け渡し場所の条件、有償無償の条件、土質条件等についてご教示願います。 | 受け渡し時までには調達できた公共工事の建設発生土は無償にて提供しますので、造成工事に使用してください。 なお、土質条件の調査を行う予定はありません。 |
| 97 | 造成工事 | 5-25 | 5 | 3 | 1 | 1 | | | 造成工事に用いる土は、場内の廃棄物層以外の良質土を用い、不足する場合は購入土を用いるとの考えでよろしいでしょうか。 | 造成工事には、公共工事の建設発生土及び事業計画地内の廃棄物と分離可能な土を用い、不足する場合は購入土を用いてください。 |
| 98 | 搬入道路工事 | 5-25 | 5 | 3 | 1 | 3 | | | 搬入道路は、路盤及び舗装工事が完成した時点で、市に移管され公道扱いになるものと理解してよろしいでしょうか。 | 要求水準書（案）p5-25の3.1.3項の搬入道路の維持管理は市が行うこととします。 |
| 99 | 構内道路の舗装仕様について | 5-26 | 5 | 3 | 3 | 2 | 3) | (1) (2) | 舗装仕様について「舗装厚は①表層5cm ②基層15cm、路盤厚は15cm」との具体的な数値が記載されていますが、一方で4)その他(3)に「施工前にCBR試験を実施して最終仕様を決定すること」と記載があります。上記の数値は許容最小値として設計上守るべき数値と理解すればよろしいでしょうか。もしくは、交通量区分N3と設計CBRにより決まる舗装仕様に置き換えることが可能であると理解すればよろしいでしょうか。 | お見込みのとおりです。 |
| 100 | 凍上抑制層について | 5-26 | 5 | 3 | 3 | 2 | 4) | (4) | 構内道路に関して、必要に応じて凍上抑制層を考慮することとありますが、本計画地における凍結深度等の数値がございましたらご教示願います。 | データはありません。 |
| 101 | 駐車場の舗装仕様について | 5-27 | 5 | 3 | 3 | 3 | 4)、5) | | 舗装仕様について「舗装厚は①表層5cm ②基層15cm、路盤厚は15cm」との具体的な数値が記載されていますが、一方で4)その他(3)に「施工前にCBR試験を実施して最終仕様を決定すること」と記載があります。上記の数値は許容最小値として設計上守るべき数値と理解すればよろしいでしょうか。もしくは、交通量区分N3と設計CBRにより決まる舗装仕様に置き換えることが可能であると理解すればよろしいでしょうか。 | お見込みのとおりです。 |

| No | 質問事項 | 頁 | 要求水準書(案)中の対応頁及び対応部分 | | | | | | 質問内容 | 回答 |
|-----|-----------------------------------|-------|---------------------|---|----|----|----|-----|--|--|
| | | | 章 | 節 | 項 | | | | | |
| 102 | 凍上抑制層について | 5-27 | 5 | 3 | 3 | 3 | 6) | (2) | 駐車場に関して、必要に応じて凍上抑制層を考慮することとありますが、本計画地における凍結深度等の数値がございましたらご教示願います。 | データはありません。 |
| 103 | 配管工事（污水管） | 5-32 | 5 | 4 | 6 | | | | 2階便所につきましても1階便所と同様に、公共建築工事標準仕様書（国土交通大臣官房官庁営繕部）に規定されております硬質塩化ビニル管にてご提案してもよろしいでしょうか。 | 可とします。 |
| 104 | 災害発生時の協力について | 6-3 | 6 | 1 | 2 | 10 | | | 「計画搬入量を超える多量の廃棄物が発生した場合、処理に係る費用は変動費等にて支払うものとする」との記載がございますが、変動費以外にも、機器の損耗（破碎機の早期摩耗・破損等）に係る固定費についてもご検討くださいますようお願いいたします。 | 質問内容の費用は、変動費等で考慮するものとします。 |
| 105 | ごみ処理手数料 | 6-9 | 6 | 3 | 3 | | | | 「家庭系ごみの一般持込は、一定量を超える建具及び畳等のみ料金を徴収する」とありますが、燃やせるごみや蛍光灯の一般持ち込みは、徴収対象外と考えてよろしいでしょうか。 | お見込みのとおりです。 |
| 106 | 受付時間について | 6-10 | 6 | 3 | 4 | 1) | | | 受入管理を行う日として「一部の祝日」との記載がございますが、ご想定される「一部の祝日」の年間日数をご教示願います。 | 例年、8日程度の祝日に休日収集をしています。なお、祝日とは別に、年末（12月29日から31日）に、1、2日程度の収集を行っています。 |
| 107 | 焼却灰及び飛灰の資源化が行えない状況となった場合の埋立処分について | 6-12 | 6 | 4 | 4 | | | | 焼却灰及び飛灰の資源化が行えない状況となった場合の埋立処分先についてご教示願います。 | 埋立処分先は、原則として事業者にて確保するものとします。 |
| 108 | 処理不適物の運搬について | 6-16 | 6 | 4 | 10 | 1) | | | 処理不適物の運搬先である「市のリサイクル工場」とは貴市「福山リサイクル工場」と理解してよろしいでしょうか。 | お見込みのとおりです。 |
| 109 | 敷地境界線の種類について | 添付資料2 | | | | | | | 敷地境界線につきましては、敷地の南面及び西面が道路境界線、北面及び東面が隣地境界線という理解でよろしいでしょうか。 | 西面、北面及び東面についてはお見込みのとおりです。南面は隣地境界です。 |
| 110 | 雨水排水路 | 添付資料2 | | | | | | | 造成計画検討のため、事業用地南側に整備される“新設予定の雨水排水路”の詳細がわかる資料のご提供をお願いします。 | 当該雨水排水路の実施設計は今年度実施予定であり、詳細は入札公告以降に示す予定です。 |
| 111 | 廃棄物場内水位について （参考資料 報告書【地質調査編】） | 21 | | | | | | | 「廃棄物場内水位は、CDL+3.50mで管理されている。」とありますが、本事業（工事）へ影響がある場合は、現在の水位管理方法（排水方法、仕切り壁等の構造物の資料）をご教示願います。また、本事業開始後、事業者による水位管理および水位管理設備設置の必要はないものと理解してよろしいでしょうか。 | 前者については、ポンプで排水しています。後者については、お見込みのとおりです。 |

| No | 質問事項 | 頁 | 要求水準書(案)中の対応頁及び対応部分 | | | | | | 質問内容 | 回答 |
|-----|------------------------------------|----|---------------------|---|---|--|--|--|---|---|
| | | | 章 | 節 | 項 | | | | | |
| 112 | 杭工法について (参考資料 報告書【地質調査編】) | 38 | | | | | | | 支持地盤について「地点毎でN値の連続性が無い」とありますが、杭の工法として、打撃工法を採用することは可能でしょうか。打撃工法は、打撃時に騒音・振動が発生しますが、打撃当たりの貫入量やリバウンド量から杭の支持力を直接確認できるため、施工管理が容易で、かつ排土量が比較的少ない工法ですので、本事業敷地に適した工法であると考えます。 | 不可とします。 |
| 113 | 搬入道路について (参考資料 搬入道路に関する図面 横断面図) | - | | | | | | | 処分場入り口につながる事業用地南側の東西にわたる道路(安定型処分場と管理型処分場の間の道路)は建設工事期間中の事業用地への主な車両動線と考えております。当該道路の“横断面図(参考図)”南側断面図に示される整備も工事着工前に完了するものと考えてよろしいでしょうか。 | 当該道路の整備は、工事着工前には完了しません。当面は現状のままであり、完了時期は未定です。 |
| 114 | 搬入道路について (参考資料 搬入道路に関する図面 横断面図) | - | | | | | | | 路盤・舗装工事が事業者所掌となっている新設予定の搬入路部の断面図(横断面図(参考図)中央部断面図)には車線部の両側に側溝とそれらから新設予定の雨水排水路への横断管が図示されていますが、これらは事業者所掌外と考えてよろしいでしょうか。 上記の側溝および横断管が事業者所掌となる場合はこれらの詳細(側溝寸法・排水勾配・蓋の材質・耐荷重等、横断管の径・材質、新設する雨水排水路との接続位置など)のわかる資料のご提示をお願いします。 | 前者について、当該側溝及び横断管の工事は、事業者所掌とします。 後者について、当該側溝及び横断管の実施設計は今年度実施予定であり、詳細は入札公告以降に示す予定です。 |
| 115 | 搬入道路について (参考資料 搬入道路に関する図面 横断面図) | - | | | | | | | 図面内に6ヵ所の断面が示されていますが、当該断面の位置を平面図上にお示しいただいた資料のご提供をお願いいたします。 | 追加資料5を参照してください。 |